



Vol.180

トクちゃん新聞

1・2月合併号

毎年、初詣は桜井の大神神社です。



令和5年1月13日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ えべっさん

徳野



年が明けて、あつという間に本日は10日です。昨日9日に近所の堀川戎にお参りしてきました。事務所の所定の場所に「福笹」を設置しまして、本格的に新年を迎えた気持ちになったところです。

株式会社繁盛会計は、「会計を通じてお客様の繁盛に貢献する」という想いで名づけました。さらに、事務所近くのえべっさんの「商売繁盛で笹をもってこい」や、これまた近所の「繁盛亭」にもあやかっています。



材料高・円安・利上げ・賃金上昇・人手不足 等々お客様の経営課題は次々と押し寄せてきます。そんな中、弊社ができることは限られているかも知れません。ただ、弊社に顧問を切り替えたお客様から、「前の事務所とは全然違う」「切り替えてよかった」との言葉を頂戴するたび、「結構いい仕事をしている」という自信を持ってもいいのかなとも思っています。

お客さまから頼りにして頂き、会計に限らず、お客様の繁盛に貢献できますよう、今まで以上に頑張ります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

◆ 暦年贈与について改正がはあります。

北岡



政府与党は去る12月16日、「令和5年度税制改正大綱」を決定し発表いたしました。防衛費増税やNISAの恒久化が目された今回の税制改正大綱ですが、暦年課税制度における相続財産加算の対象期間の延長などの案も示されました。かねてより政府与党がアナウンスしてきた「相続税と贈与税の一体化」に向けての動きと言えます。

具体的には暦年贈与における、「相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間」を、現行相続の開始前「3年以内」だったものを「7年以内」に延長することとなりました。延長した4年間に受けた贈与については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算します。

本改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用となる予定です。



◆ 法人税の税務調査実績報告

細川



令和4年12月に令和3事務年度(令和3年7月～令和4年6月)の法人税の税務調査実績が発表されました。41千件(前年は25千件で163%に増加)の税務調査が行われており、コロナ対応から平時の対応に戻りつつあります。税務調査の主要な取り組みとして今年も「消費税の不正還付への対処」「海外取引」「無申告法人への調査」が挙げられていました。

12月は、大型の追徴課税事案や、悪質な所得隠し事案の報道が多かったと感じませんか？税務署職員にも表彰制度があり、表彰された税務調査事案等の一部は会社名等を伏せられ記者発表されています。記者が地道な取材を行い、税務調査の対象となったであろう会社を見つけ出し、12月後の報道に繋がっているようです。どのようにして会社を特定するのか想像もできませんが、税務署以上の情報網を記者の方は持っているのかもしれない・・・



出典: 令和3事務年度 法人税等の調査実績の概要 | 国税庁 ([nta.go.jp](https://www.nta.go.jp))

◆ 税務スケジュール(2月・3月)

2月10日(金)

・1月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

2月28日(火)

・1月分 社会保険料の納付
 ・12月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
 ・6月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
 ・3月・6月・9月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

3月10日(金)

・2月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

3月31日(金)

・個人事業者 消費税の確定申告と納税
 ・2月分 社会保険料の納付
 ・1月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
 ・7月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
 ・4月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

■個人の方

3月15日(水)

・前年分 所得税の確定申告・納税
 ・個人の都道府県民税・市町村民税の申告
 ・国外財産調書・財産債務調書の提出 ・前年贈与税の申告・納税

喜多



◆ [Excel] <> (ノットイコール) の使用例

大熊



	A	B	C	D	E	F
1	<経費精算 一覧>					
2		鈴木	山田	佐藤		
3	出張旅費	23,000	4,500			
4	交際費	15,600	8,600			
5	事務用品費	500		4,500		
6	計	39,100	13,100	4,500	0	0

= sum (E3 : E5)

例えば、こんな表を作った後
 「人名が何も入っていない時は、合計欄も空白にしておきたい」
 と思ったことはありませんか？

こんな場合は、<> (ノットイコール) をうまく使うと
 直感的に数式を書くことができます。

	A	B	C	D	E	F
1	<経費精算 一覧>					
2		鈴木	山田	佐藤		
3	出張旅費	23,000	4,500			
4	交際費	15,600	8,600			
5	事務用品費	500		4,500		
6	計	39,100	13,100	4,500		

= if (E2 <> "", sum (E3 : E5), "")

「もし E2 が空欄("") ではなかったら、E3~E5の合計 を出力。
 そうでなければ、空欄("") を出力」

= (イコール) との使い分けが出来るようになると、
 より表現の幅が広がると思います。是非、お試しください！

2023年はこんな年に！

仕事もプライベートも
 一日一日を楽しむ

岡村

事前準備の徹底

稲葉

喜んでいただける仕事を考える

廣島

よく寝る

北岡

自己研鑽

細川

無病息災

池永

丁寧に人と接する

大熊

ご機嫌な気分で過ごす

岩佐

いつもニコニコ

楽しく過ごす

徳野久美

健康第一

喜多

筋力アップ！

伊藤

社内外問わず円滑なコミュニケーション
 を図り信頼を得る

藪内